

教職課程の履修・単位修得方法

教員免許状の取得に必要な基礎資格と免許状の種類毎の最低修得単位数は、下表のとおりである。

いうまでもなく、基礎資格とは、各自が所属する学部・学科において、卒業に必要な単位を修得し、学士の学位を取得することである。

ただし、教員免許状を取得するには、上記の基礎資格のほかに、「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」、教育職員養成課程で定める「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」、「教科に関する科目」を各自の入学年度に応じた科目表に従って履修しなければならない。

1. 基礎資格と最低修得単位数

基礎資格及び最低修得単位数

学部・学科

免許状の種類	基礎資格	大学における最低修得単位数								
		免許法施行規則に定める科目				教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	教科に関する科目	合計	
		日本国憲法	体育	外国語コミュニケーション	情報機器の操作					
中学校教諭一種免許状	国語 (文学部日本語日文学科)	2	2	4	2	31	8	26	75	
	英語 (文学部英語英米文学科)	2	2	4	2	31	8	20	69	
	社会 (文学部社会学科)							26	77	
	(文学部人間科学科)							26	77	
	(文学部歴史文化学科)	2	2	4	2	33	8	26	77	
	(経済学部経済学科)							30	81	
	(法学部法学科)							26	77	
(経営学部経営学科)							26	77		
理科 (理工学部物理学科)	学士の学位を有すること	2	2	4	2	31	8	26	75	
		(理工学部生物学科)								
		(理工学部機能分子化学科)								
数学 (理工学部情報システム工学科)										
高等学校教諭一種免許状	国語 (文学部日本語日文学科)	2	2	4	2	27	16	24	77	
	英語 (文学部英語英米文学科)	2	2	4	2	27	16	20	73	
	地理歴史 (文学部人間科学科)									
	(文学部歴史文化学科)	2	2	4	2	27	16	22	75	
	(経済学部経済学科)									
	(法学部法学科)									
	公民 (文学部社会学科)									
	(文学部人間科学科)	2	2	4	2	27	16	20	73	
	(経済学部経済学科)									
	(法学部法学科)									
(経営学部経営学科)										
理科 (理工学部物理学科)	学士の学位を有すること	2	2	4	2	27	16	20	73	
		(理工学部生物学科)								
		(理工学部機能分子化学科)								
数学 (理工学部情報システム工学科)										
情報 (理工学部情報システム工学科)										
		2	2	4	2	27	16	20	73	
		2	2	4	2	27	16	20	73	

大学院（修士課程）

	免許状の種類	基礎資格	最低修得単位数
中学校教諭 専修免許状	国語（人文科学研究科日本語日本文学専攻） 英語（ " 英語英米文学専攻） 社会（ " 応用社会学専攻） （ " 人間科学専攻） （社会科学研究科経済学専攻） （ " 経営学専攻）	修士の学位を有すること。又は大学院に1年以上在学し30単位以上を修得すること。	中学校及び高等学校の一種免許状を取得するのに必要な所定の単位を修得し、かつ、24単位以上を大学院修士課程の授業科目中それぞれの教科に関する専門教育科目について修得すること。
高等学校教諭 専修免許状	公民（人文科学研究科応用社会学専攻） （ " 人間科学専攻） （社会科学研究科経済学専攻） （ " 経営学専攻）		
	理科（自然科学研究科物理学専攻） （ " 化学専攻） （ " 生物学専攻）		
	数学（ " 情報システム工学専攻）		

基礎資格を取得するのに必要な単位は、甲南大学学則により定められた全学部共通科目と専門教育科目の履修方法にしたがって、履修しなければならない。なお、履修にあたっては、次の事項に留意すること。

- (1) 「教育職員免許法施行規則」に定める科目として、「日本国憲法」（広域副専攻科目）、「基礎体育学演習」,「中級英語オーラル・コミュニケーション」又は「中級英語スピーチ・コミュニケーション」,ならびにそれぞれの学部学科で指定した情報機器の操作に関する科目を修得しなければならない。
- (2) 広域副専攻科目の「人権（同和）の問題」（2単位）を修得することが望ましい。
- (3) 中学校の教員免許状の取得を希望する者は、広域副専攻科目の「哲学」（2単位）または「倫理学」（2単位）のいずれか1科目を含めて修得することが望ましい。

2. 「教育職員免許法施行規則」に定める科目

「教育職員免許法施行規則」に定める科目は、次表のとおりである。

それぞれの所属する学部・学科で決められた科目を履修しなければならない。

「教育職員免許法施行規則」に定める科目表

「教育職員免許法施行規則」 に定める科目		授業科目 (必修・選択科目)	単位数	配当 年次	履修要件
日本国憲法		日本国憲法	2	2	必修
体育		基礎体育学演習	2	1	必修
外国語コミュニケーション		中級英語オーラル・コミュニケーション	4	2	選択必修
		中級英語スピーチ・コミュニケーション	4	2	
情報機器 の操作	〔文・経済・法・経営〕	I T 基礎 I T 応用	2 2	1	選択必修
	〔理工学部物理学科〕	コンピュータ実習	2	1	必修
	〔理工学部生物学科・ 機能分子科学科〕	I T 基礎 I T 応用	2 2	1	選択必修
	〔理工学部情報システム工学科〕	情報システム工学実験及び演習	2	1	必修
以上のうち10単位以上修得すること。					

理工学部のみ、1年次配当。

3. 教職に関する科目

免許法に規定する教職に関する科目		中学校 一種・専修	高等学校 一種・専修	授業科目	中学校 一種・専修	高等学校 一種・専修	配当 年次	
教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2	2	教師論	2	2	1	
	教員の職務内容(研修, 服務及び身分保障等を含む。)							
	進路選択に資する各種の機会の提供等							
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	6	教育原論	2	2	2	
	幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)			教育心理	2	2	2	
	教育に関する社会的, 制度的又は経営的事項			教育社会学	2	2	2	
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	12	6	教育課程論	2	2	2	
	各教科の指導法			教科教育法	(国語科)	2	2	3
					(英語科)			
					(社会科)			
					(地理歴史科)			
					(公民科)			
					(理科)			
					(数学科)			
	(情報科)							
	道徳の指導法			教科教育法	(国語科)	2	2	3
(英語科)								
(社会・地理歴史科)								
特別活動の指導法	教科教育法	(社会・公民科)	2	2	3			
		(理科)						
教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教科教育法	(数学科)	2	2	3			
		(情報科)						
道徳指導法				道徳指導法	2		2	
	特別活動指導法			特別活動指導法	2	2	3	
教育の方法・技術				教育の方法・技術	2	2	3	
生徒指導, 教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	4	4	生徒指導法(進路指導含む)	2	2	2	
	進路指導の理論及び方法			教育相談	2	2	2	
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法								
総合演習		2	2	総合演習	2	2	4	
教育実習		5	3	教育実習	5		4	
				教育実習		3	4	
計		31	23	計	31	27		

備考; 1. 中学校と高等学校両方の免許状取得希望者は, 教育実習 を履修すること。
2. 中学校の免許状取得希望者は, 上記の科目とは別に, 一週間の介護等体験が必要である。
3. 社会科の免許状取得希望者は, 教科教育法 が4単位必要であり, 計33単位履修すること。

「教科教育法 (情報科)」、「教科教育法 (情報科)」は、2001年度以降の入学生を対象として、2001年度新設された科目であり、2000年度以前の入学生は、履修できない。

教職に関する科目は、いずれの教科の免許状を取得する場合でも、修得しなければならない科目であり、「教科教育法」及び「教科教育法」を除いて、共通の科目である。

教職に関する科目には、所属する学部・学科の卒業必要単位数に算入されるものと、算入されないものがある。各自が所属する学部・学科により取扱いが異なるので、それぞれの学部・学科の項を参照のこと。

また、教職に関する科目を受講の際には、各自が所属する学部・学科で定められている受講科目の単位制限にも十分注意を払い遺漏のないよう計画的に履修しなければならない。

「教科教育法」及び「教科教育法」は、3年次で履修すること。

「教科教育法」及び「教科教育法」の単位は、取得を希望する免許教科ごとに修得しなければならない。

ただし、社会科の免許状取得希望者は、「教科教育法（社会科）」、「教科教育法（社会・地理歴史科）」及び「教科教育法（社会・公民科）」の3科目を修得しなければならない。

教育実習は、4年次で履修すること。教育実習を履修するための条件は、次のとおりである。

- (1) 3年次終了までに、「教師論」、「教育原論」、「教育心理」、「教育の方法・技術」、「教科教育法」、「教科教育法」、「生徒指導法」及び「教育相談」を修得済みである者。
- (2) 教育実習予備登録及び本登録などの諸手続きを完了している者。
- (3) 数学科・情報科（2001年度以降の入学生に適用）の免許状取得希望者が、教育実習を履修するためには、(1)～(3)以外にも履修条件があるので注意すること。

教育実習は、中学校免許状の取得を希望する者は「教育実習」を、高等学校免許状の取得を希望する者は、「教育実習」を履修すること。

両方の免許状の取得を希望する者は、「教育実習」を履修すること。

「教育心理」及び「教育相談」は、同一年度に履修するのが望ましい。

教免取得希望の3・4年次生は、教免取得あるいは実習参加に必要な未修得科目の登録がなければ取得あるいは参加の見込判定ができないので、後期科目についても必ず前期に登録すること。ただし後期科目の履修については、後期履修の登録時に取消することもできる。（事前登録科目を除く。）

「教育実習」および「教育実習」は、教育実習本登録の内容にしたがって事前登録するので、各自で教育実習を登録する必要はない。履修登録時に、あらかじめ登録された教育実習が、取得希望の学校種（中学校一種・高等学校一種）に応じたものであるかどうかを必ず確認をすること。

介護等体験について

中学校の免許状の取得を希望する者は、「教育職員免許法の特例等に関する法律」により、教育実習のほかに、盲・聾・養護学校で2日間、福祉施設で5日間、計7日間の介護等体験が義務づけられている。

介護等体験の履修条件と諸手続きについては、V 介護等体験 の項を確認し、それを遵守すること。

4. 教科又は教職に関する科目

教科又は教職に関する科目については、次表に掲げる科目のうち、中学校の免許状の取得を希望する者は8単位以上、高等学校の免許状の取得を希望する者は16単位以上修得しなければならない。ただし、免許教科の種類に応じて、「教科に関する科目」に掲げる最低修得単位数を超えて修得した科目の単位数を「教科又は教職に関する科目」として数えることができる。

	中学校 一種・専修	高等学校 一種・専修	授業科目	中学校 一種・専修	高等学校 一種・専修	配当 年次
教科又は 教職に 関する 科目	8	16	教育哲学	2	2	2
			同和教育の研究	2	2	2
			学校経営と学校図書館	2	2	2
			学習指導と学校図書館	2	2	2
			教育行政学	2	2	2
			教育史	2	2	2
			学校図書館メディアの構成	2	2	2
			読書と豊かな人間性	2	2	2
			情報メディアの活用	2	2	2
			道徳指導法		2	2
			最低修得単位数を超えて修得した 当該教科の専門教育科目の単位数			
計	8	16	計	8	16	

5. 教科に関する科目

「教科に関する科目」は、取得しようとする免許状の教科ごとに所定の単位を修得しなければならない。これらの単位数については、教科ごとに次頁以下の各表に示しているので、開設されている学部・学科の授業科目を確認のうえ修得すること。

「教科に関する科目」は、入学年度によって適用される授業科目が異なっている場合がある。各自の入学年度にあわせて、履修すべき科目に注意して履修しなければならない。

「教科に関する科目」は、履修すべき科目が追加・廃止あるいは名称変更されている場合があるので、毎年最新の『免許・資格関係履修要項』で確認すること。

「教科に関する科目」には、所属する学部・学科の卒業必要単位数に算入されるものと算入されないものがある。それぞれの所属する学部・学科で定められている受講科目の単位制限にも十分注意をはらい、計画的に履修すること。